

第76回全国植樹祭えひめ2026サテライト会場（えひめ森林公園） 企画・準備等委託業務仕様書

1 委託業務名

第76回全国植樹祭えひめ2026サテライト会場（えひめ森林公園）企画・準備等委託業務

2 業務の目的

大会当日、より多くの県民の方々に「第76回全国植樹祭えひめ2026」（以下「全国植樹祭」という。）を身近に感じてもらうために、全国植樹祭の当日（令和8年5月17日（日））、えひめ森林公園で設置するサテライト会場について、式典の中継や苗木の配布のほか、イベントやワークショップ、展示ブース等に関する企画及び準備を業務の目的とする。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和8年3月13日（金）まで

4 委託上限額

968,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

業務内容は、次の（１）～（９）のとおりとする。

業務に当たっては、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会（以下「実行委員会」という。）の監理のもと実施するとともに、えひめ森林公園の指定管理者及び関係機関・施設と連携すること。

なお、実施に必要となる一切の調整及び許認可等の諸手続きは受託者自身で行うこと。

また、開催日及び会場タイムスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

◆開催日：令和8年5月17日（日）

時間（予定）	内 容	備 考
10：00	開会	
10：00～13：00	・コンサート、アトラクション等 ・ワークショップ、展示ブース等	
13：00～15：30	・森林学習展示館2階研修室での 式典中継	※ワークショップ等は随時実施
15：30	閉会	

（１）式典中継の実施

来場者が、全国植樹祭の記念式典中継を観覧するスペースの設置。なお、中継に必要なモニター等の機材等は実行委員会で準備する。

① 式典中継やイベントの進行など総合的なアナウンスを実施すること。

- ② 式典中継は、森林学習展示館 2 階研修室の既存スクリーンを用いて実施し、50 名程度が観覧できるスペース(一部立ち見可)を設けること。
- ③ 中継開始前にBGMや映像により、雰囲気づくりを実施すること。

(2) 全国植樹祭による取組み

来場者に全国植樹祭をより身近に感じてもらうブースの設置。ただし、展示物の作成やノベルティ、苗木は実行委員会が準備する。

- ① 全国植樹祭に関するパネル展示 (10枚程度)
- ② 全国植樹祭ノベルティの配布 (200個程度)
- ③ 苗木の配布 (100本程度)

(3) コンサート、アトラクション等の実施

来場者が楽しめる、森との親和性のあるコンサートやアトラクション等の企画及び準備。ただし、ドームエリア及びキャンプ場で実施すること。

(4) ワークショップ及び展示ブース

来場者が、森を感じ、林業を知り、木に触れることができるイベント、ワークショップや展示ブースの企画及び準備。ただし、キャンプ場で実施すること。

- ① 森林内の散策など森を感じることができるものとする。
- ② 植樹や丸太切りなど林業を知る機会となるものとする。
- ③ 木製の小物づくりや木工体験など木材に触れることができるものとする。
- ④ アウトドアクッキングやキャンプ体験など森を楽しむことができるものとする。
- ⑤ えひめ森林公園をフィールドとして活動しているボランティア団体等と協力して実施すること。
- ⑥ 幅広い年齢層の方が体験可能な内容とする。
- ⑦ 出展者は受託者が募集すること。出展料は無料とし、出展者は参加料等の徴収を可能とする。

(5) えひめ森林公園の魅力発信

来場者に、全国植樹祭の開催に向けリニューアルされた「えひめ森林公園」の魅力を知ってもらうための企画及び準備。

- ① 結のブランコなど園内の施設を活用したイベントとする。
- ② えひめ森林公園への誘客に繋がるPRを行うこと。
- ③ とべもり+^(注) 関連施設の認知度向上及び活性化につながるPRを行うこと。
- ④ 伊予市の魅力発信を行うこと。

(注) えひめこどもの城、とべ動物園、愛媛県総合運動公園、えひめ森林公園の 4 施設全体を表す呼称「とべワンダーフォレスト」の略称。

(6) 来場者への配慮

昼食等の飲食や休憩所、雨天時の対応など、来場者への配慮すべき事案に対する企画及び準備。

(7) 広報宣伝

サテライト会場 (えひめ森林公園) への誘客を促進するための広報及び宣伝の企画

及び準備。なお、他のサテライト会場情報をまとめた広報は、実行委員会が実施する。

(8) その他、独自提案により実施する取組み

上記業務以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

(9) その他

① 来場者が会場全体をスムーズに回遊できるような会場レイアウトやイベント構成とすること。

② イベント全体の進行台本及びスタッフの全体スケジュールを作成すること。

③ 令和8年度の会場運営経費を含む総費用について提案すること。なお、委託料上限の目安は令和7年度企画・準備費用を含めて3,000,000円程度（消費税及び地方消費税を含む。）とし、実行委員会と実施内容を協議の上、決定するものとする。

6 業務計画書及び報告書の提出

(1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について実行委員会と協議の上、「業務計画書」を作成して実行委員会に提出すること。

(2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「業務完了報告書」を作成し、実行委員会の検査を受けること。

(3) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 実行委員会は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、実行委員会の承諾を得なければならない。

8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用权は、原則として、実行委員会に帰属する。

(2) 秘密保持

① 本業務に関し、受託者から実行委員会に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。

② 本業務に関し、受託者が実行委員会から受領又は閲覧した資料等は、実行委員会の了解なく公表又は使用してはならない。

③ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

9 個人情報の保護

個人情報の保護については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）に準じて取り扱うこととし、受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は個人情報保護法及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

なお、受託業務に従事している者等が、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用したとき等は、個人情報保護法の規定に基づき処罰される場合がある。

おって、疑義がある場合は実行委員会に協議することとする。

10 その他

業務の実施にあたっては実行委員会と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。